

# 第6回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年7月16日（木） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 3階 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 検 討

### ■ 条例素々案について

＝ 前回提示した条例素々案について、今までの学習・意見交換を通して感じる  
ことや疑問点などを協議した。

### <委員長>

＝ 条例素々案をたたき台とし、今までの経過を踏まえながら、条例全体の体  
系や条文の具体的内容について検討を行いたい。

今までの意見交換で、「衣・食・住」や「環境」、また、「農業振興」、「育  
児」、「高齢化への対応」といったような意見が出たが、そういったまちづく  
りを行ううえでの仕組みづくりについても考えていただきたい。

### 【 主な意見 】

- ≫ 今までの意見交換で出てきたまちの姿とこの条例素々案が、どうつながって  
いるかが分からない。「行政運営」という部分の総合計画のなかに事業として  
盛り込んであるのだろうが。
- ≫ 今までの意見交換の内容がどの程度反映されているか、疑問に感じた。
- ≫ 「町民が主体！」というような部分が弱いように思う。
- ≫ 「人権尊重」を条文に入れたい。
- ≫ 「最高規範」の条文は、最初の方に位置するのが良いのではないか。
- ≫ 「努めます。」という表現が多いが、できるだけ少なくしたい。

<委員長>

= 住民投票の制度については、「常設型」と「非常設型」がある。この素々案としては、後者となっており、案件によってその都度設けるようになっている。

- ≫ 住民投票は常設型が良い。
- ≫ その時々ケースに合わせた方が良いので、非常設型がいいと思う。

<委員長>

= 常設型は、その時々案件にそぐわない場合があるし、非常設型は請求要件等をその都度変えられてしまう可能性もある。

- ≫ この条例の実効性の持たせ方が問題だと思う。
- ≫ もっと町民の参画機会の拡大が図れないだろうか。
- ≫ 条例自体をあまり目にする機会がないということもあるが、条文の表現の仕方をもっと分かりやすくし、読みやすくした方が良く思う。
- ≫ 前文は、町民がもっと身近に感じられるような内容にしたい。
- ≫ 町長がよく取り上げている八頭町の将来像「人が集い、輝き、夢広がるまち」や総合計画の基本構想内容などと、前文とのつながりはどうなるのか。
- ≫ 前文がありきたりの内容になっている。もっと新しいスタイルを示したい。八頭町は歴史が古く、いろいろなものがあるので、そういったものも入れていきたい。
- ≫ 「土のある暮らし」といった文言を条例のどこかに入れていきたい。「生ゴミをゼロにする活動」なども入れていきたい。

<委員長>

= まちづくりの手段として何が必要かを考えていただきたい。それは、「条例なのか、補助金なのか、施設なのか」ということを考えるべきである。

- ≫ 「町民」の定義はいろんなことに反映してくるので、熟慮しないとイケないと思う。

<委員長>

= 「町民」に限らず、「定義」はいろいろな条文に関わってくるものなので、各条文を検討した後で、最後に検討するのが良いと思う。

- ≫ 「住民投票」や「選挙公約」はもっと強い内容でいいと思う。
- ≫ 「町民」の定義には「事業者」も入れるべきだと思う。

<委員長>

- = 住民の声を反映させる仕組みをどうするかが課題である。要望の仕組みについても、「現在の任意の陳情方式でいいのか、制度化するかどうか」を考えるべき。制度化するとなれば必要性があることになる。
- ≫ 独居老人の方などの声をまちづくりに反映できるような、つながりが持てる仕組みがあればいいと思う。

<委員長>

- = それを条例にうたう必要があるかどうかの問題になってくると思う。単に集落内での助け合いであれば、条例でなくても、そういった仕組みや活動を作れば、それで済むことになること。  
「コミュニティ」の条文にそういった意味合いを盛り込むことはできるかもしれない。
- ≫ 鳥取県が取り組んでいる「県民の声」のような、若い人向けの、ホームページに町への問合せに関する回答を公表する仕組みなどを作り、まちづくりを見てもらいやすくする手法を取ることも必要ではないか。
- ≫ 条例全体的に、条文の表現がはっきりしていない。
- ≫ 意見交換で出た、「まちの景観」というようなことは、どこに盛り込むのか。

<委員長>

- = 「前文」か「まちの目標」になるだろう。
- ≫ スポーツ少年団の保護者会や、地元のサークルなど、集落とは違う団体は、普段感じている地域の課題を誰に訴えていけばいいのか。直接行政に言うのか、それとも何かでとりまとめて言うのか、どんな声の届け方があるのか。
- ≫ 議会の部分は、かなり詳しく条文化されていて、特徴的だと思う。
- ≫ コミュニティの意味や範囲が分かりづらいと感じる。

<委員長>

- = コミュニティについては、単に「団体」と考えれば、分かりやすいと思う。

≫ 「基本理念」はもっと崇高なものにするべきだと思う。

<委員長>

= 「選挙公約」をどのように実行したかを町民に示すような機会は必要ではないか。

※ 次回は、条例素々案について、①「コミュニティのあり方」、②「選挙公約」、③「住民投票」を中心に検討、協議を行う。

また、「第2章 まちづくりの基本原則」以降の各条文について検討し、また「前文」についても検討を行う。

(各論的な検討を行いながら、併せて「前文」についての検討も行う。)

#### 4. 閉 会

以 上。